

教育委員会 社会教育課 問 文化公民館係(422)

中央公民館と総合体育館の窓口で キャッシュレス決済が可能に！



中央公民館と総合体育館の窓口でキャッシュレス決済が利用できるようになりました。
キャッシュレス決済が利用できる使用料は以下のとおりです。

施設名	キャッシュレス決済を利用できる使用料
中央公民館	中央公民館使用料、中沖地区公民館使用料、運動公園夜間照明施設使用料
総合体育館	総合体育館使用料

【利用可能な決済方法】

- ・クレジットカード
(JCB、VISA、Master、AMERICAN EXPRESS など)
- ・電子マネー
(WAON、nanaco、Apple Pay、Google Pay など)
- ・バーコード決済
(PayPay、Pay どん、d 払い、au PAY など)

！ ご注意ください

- ・現金とキャッシュレス決済を併用してのお支払いはできません。
- ・クレジットカードでのお支払いは一括のみとなります。
- ・ポイントを利用してのお支払いはできません。
- ・窓口ではチャージ(入金)はできません。

保健福祉課 問 こども家庭係(138・139)

放課後児童健全育成事業補助金について

子どもの居場所づくり及び就労や生活の安定を図るため、放課後児童クラブを利用する生活保護世帯、住民税非課税世帯、住民税均等割のみ課税世帯及び児童扶養手当受給世帯に対し、放課後児童クラブ利用料を助成します。

申請手続き	大崎町役場 保健福祉課 こども家庭係(3番窓口)へ直接申請してください。 ※利用している放課後児童クラブでは受け付けていません。
上半期 (4～9月) 下半期 (10～3月)	【申請期間：令和8年6月1日から令和9年3月31日まで】 (1) 上半期の補助金申請をする。 (2) 9月に上半期の利用報告 及び 下半期の補助金申請をする。 (3) 3月に下半期の利用報告をする。
必要なもの	(1) 通帳またはキャッシュカードの写し (2) 放課後児童クラブ利用料の払込状況が分かるもの ※(2)は利用報告として4～9月分を9月に、10～3月分を3月に提出してください。
支払方法	申請後1か月以内に、希望する口座へ振り込みます。 ※書類不備などで処理が滞った場合は、この限りではありません。
注意事項	・児童クラブを利用しなくなる場合は、必ずご連絡ください。 ・年度の途中で児童クラブを利用しなくなった場合や、児童クラブの利用料を滞納した場合は、補助金の返還を求めることがあります。